

補助対象チェックリスト（簡易版）

本事業の補助対象は以下のとおりとなります。
はじめにご確認ください。

※ 本チェックリストは、最低条件を確認するためのものです。すべての項目に該当しても、補助対象と認められない場合があります。申請内容によって、更に条件を満たす必要があります（詳細は、要綱、要領をご覧くださいか直接お問合せください。＜問合せ先 東京都産業労働局観光部受入環境課 03-5320-4881 平日9時から17時まで＞）

1 広報経費支援（すべての□に該当する必要があります）

- 対象事業者：都内に主たる営業所をおく旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）ですか
- 事業期間：令和5年3月31日までに納品・支払いが完了しますか
- 申請期間：令和4年7月1日から令和5年1月31日までの間に申請が可能ですか（必着）
- 申請回数：広報経費支援の申請は初めてですか（1事業者1回の利用になります）
- 申請内容：受注型企画旅行に関する広報経費（ちらし、ホームページ等）が対象となります
募集型企画旅行の内容は含まれていませんか

2 感染対策備品等購入経費（すべての□に該当する必要があります）

対象事業者：都内に主たる営業所をおく旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）ですか

事業期間：交付決定の日から令和5年3月31日までに事業が完了する受注型企画旅行ですか
（旅行が終了し、交通機関や観光施設等への支払いが完了する必要があります。）

申請期間：令和4年7月1日から令和5年1月31日までの間に申請が可能ですか（必着）

・申請するツアー：8人以上のツアーですか

ツアーの出発、到着がいずれも都内になっていますか

旅程に都内の観光地（見学、体験、宿泊、飲食、土産物購入等）を1か所以上含みますか

・購入する物品：申請者（旅行者）が購入するものですか

税抜単価1,000円～75,000円のものですか

3 ツアーコンダクター経費（すべての□に該当する必要があります）

対象事業者：都内に主たる営業所をおく旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）ですか

事業期間：交付決定の日から令和5年3月31日までに事業が完了する受注型企画旅行ですか
（旅行が終了し、交通機関や観光施設等への支払いが完了する必要があります。）

申請期間：令和4年7月1日から令和5年1月31日までの間に申請が可能ですか（必着）

・申請するツアー：8人以上のツアーですか

ツアーの出発、到着がいずれも都内になっていますか

旅程に都内の観光地（見学、体験、宿泊、飲食、土産物購入等）を1か所以上含みますか

・ツアーコンダクター：感染症対策を実施した受注型企画旅行に随行するツアーコンダクターですか

ツアーへの随行は、都内開始、都内終了となっていますか

同じツアーコンダクターが随行していますか（ツアーコンダクターの交代がある場合は対象とはなりません）

4 交通機関貸切経費（すべての□に該当する必要があります）

対象事業者：都内に主たる営業所をおく旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）ですか

事業期間：交付決定の日から令和5年3月31日までに事業が完了する受注型企画旅行ですか
（旅行が終了し、交通機関や観光施設等への支払いが完了する必要があります。）

申請期間：令和4年7月1日から令和5年1月31日までの間に申請が可能ですか（必着）

・ 申請するツアー： 8人以上のツアーですか

ツアーの出発、到着がいずれも都内になっていますか

旅程に都内の観光地（見学、体験、宿泊、飲食、土産物購入等）を1か所以上含みますか

・ 交通機関の貸切： 対象は、貸切バス、鉄道・軌道、水上交通、観光タクシーのいずれかですか

感染症対策のため、1台当たりの乗車人数を定員の半分以下としていますか

利用区間は、都内開始、都内終了となっていますか

（目的地に都外を含む場合）同一車両を継続して使用していますか（車両の交換があった場合は対象とはなりません）

（貸切バスの場合）都内に営業所のある観光バス事業者を利用していますか